

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1236号)

平成25年11月22日

横情審答申第1236号

平成25年11月22日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成25年3月1日建違対第1905号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「広聴案件「市民からの提案20-140492-1」の処理について（平成21年度まち違対第833号）及び広聴案件「市民からの提案20-140492-1」の処理について（平成20年度まち違対第1681号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「広聴案件「市民からの提案20-140492-1」の処理について（平成21年度まち違対第833号）及び広聴案件「市民からの提案20-140492-1」の処理について（平成20年度まち違対第1681号）」を一部開示とした決定のうち、個人の氏名及び投稿原文を非開示とした決定は妥当であるが、建築物の所在を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「広聴案件「市民からの提案20-140492-1」の処理について（平成21年度まち違対第833号）及び広聴案件「市民からの提案20-140492-1」の処理について（平成20年度まち違対第1681号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年1月21日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第3号アに該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため非開示とした。

投稿原文は、まちづくり分野、公園分野等のそれぞれにつき、その提案の内容に投稿者の見解、主張、内心の秘密に関わる問題などが具体的に記載されている。これらは投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する主張や見解等であることから、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

建築物の所在については、本件処分及び当初の一部開示理由説明書では、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより建物所有者等個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2項第2号本文に該当するとしていた。しかしながら、建築計画概要書により建築主並びに土地登記簿謄本及び家屋登記簿謄本により所有者を確認したところ、建築主及び所有者は個人ではなく法人であることが判明したため、追加の一部開示理由説明書により、非開示とする根拠規定を本号アに該当するものと改めることとする。

建築物の所在については、インターネット上のウェブページ等で検索すると所在地がわかり、場所を特定することができる。また、建築計画概要書、建築台帳記載証明及び登記簿謄本を取得することにより、当時建っていた建物やこれから建つ予定である建物の建築主である法人の名称や所在地を知ることができる。

建築物の所在を公にすることにより、今後建築が予定されている建物が「市民の声」の公表で回答した、建築士と指定確認検査機関との癒着による違反建築の可能性があるのでないかという誤解を持たせ、建築主である法人に対する印象を悪くし、当該法人の社会的信用を失うおそれがある。よって建築物の所在を公にすると、建築主である法人の正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当する。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部開示を求める。
- (2) 申立人を特定し得る情報である建築物に係る具体的な記載が、相当の期間に渡り市ホームページで公表された。この公表において実施機関は、特定の土地に建つ指定確認検査機関にて建築確認を受けた建築物が、建築士等との癒着により建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反する違反建築物であり、これは由々しき状況であると断定した。これにより、申立人の所有する財産の価値が著しく毀損され、申立人の権利利益が害された事実は疑う余地がない。申立人は、市民としての生活が脅かされ、社会的な信用を著しく毀損され、基本的人権を奪われた。よって実施機関は、特定の個人が識別される情報を一部開示とする理由はなく、条例の適用を誤っている。
- (3) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条には、「行政機関の長は、開示請求があったときは、・・・開示請求者に対し、当該行政

文書を開示しなければならない。」とあり、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は公開できると明確に定められているから、申立人の財産保護のため、本件申立文書の全部開示を求める。

- (4) 申立人宅が違法建築であると類推される情報が公表されたことに対し、違法建築であるとは事実無根であり、公表者の責任を問う。また、当該情報の投稿者の氏名を開示してほしい。

5 審査会の判断

(1) 市民からの提案に係る事業について

「市民からの提案」制度は、市政に対する意見、要望、提案など（以下「市民の意見等」という。）を、文書、電子メール、ファクス、電話等で受け付け、市民の意見等の内容に係る所管課から投稿者に回答するとともに、市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上や市政の合理的運営に役立てることを目的とした制度である。

「市民からの提案」の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号）及び「市民の声」の公表の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「公表取扱要綱」という。）に規定されている。公表取扱要綱第1条では、「市民の意見等の要旨、回答及び対応状況等を本市ホームページにおいて公表することにより、市政の透明性の確保、市政に対する疑問解消及び市民間の情報共有を図るとともに・・・市民の意見等を施策へ一層反映させていく」と規定しており、同要綱第3条第1項では、「公表の対象とする市民の意見等は、「市民からの提案」・・・として受け付け、文書又は電子メールにより回答したものとする」と規定している。

ただし、公表取扱要綱第4条では、「市民の意見等のうち・・・投稿要旨及び回答から、特定の個人が識別されてしまう案件・・・投稿者から公表してほしくない旨の申出があった案件」は非公表とすることを規定しており、同要綱第7条第1項では、公表情報の掲載に当たっての取扱いとして、「件名及び投稿要旨については、・・・投稿の趣旨が変わらない範囲内で要約するものとし、投稿本文をそのまま引用してはならない」と規定している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、「市民からの提案」に対する投稿原文のうち、建築局建築監察部違反对策課が所管する業務の質問に対する回答について、市ホームページへの掲

載に係る当初の起案文書及び当初の起案で公表した回答の修正に係る起案文書である。各々の起案文書は、起案表紙、起案本文、「市民の声」の公表案、投稿原文、担当課回答案文及び施行文で構成されている。

実施機関は、本件申立文書のうち、投稿原文及び担当課回答案文に記載された個人の氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして、担当課回答案文に記載された建築物の所在を条例第7条第2項第3号アに該当するとして、それぞれ非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、個人の氏名については個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されることから本号本文に該当し、投稿原文については特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから本号本文に該当すると主張している。

ウ 個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。

エ 当審査会が投稿原文を見分したところ、投稿者の氏名、住所、電話番号等の情報とともに、広聴制度、建築、文化、公園、まちづくりなどのそれぞれにつき、その提案や質問の内容が具体的に記載されていることが認められた。

投稿者の氏名、住所、電話番号等の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。

また、その余の情報である提案や質問の内容は、投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する主張や見解の記載であることが認められた。これらの情報は、仮に他の情報と照合することにより特定の個人を識別することは

できなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから本号本文後段に該当する。

以上により、投稿原文全体が本号本文に該当する。

オ 次に、申立人は、申立人を特定し得る情報が市ホームページで公表されたことにより、申立人が所有する財産の価値を著しく毀損されたため、申立人の財産保護のために本件申立文書の全部開示を求めると主張していることから、本号ただし書イの該当性について検討する。

カ 本号ただし書イの規定は、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の利益と、これを公にしないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量し、前者の利益が後者のそれを上回るときにはこれを開示する趣旨である。

本件申立文書は、特定の個人から実施機関へ提出された投稿に係るものであって、その内容は、投稿者の氏名、住所など特定の個人を識別することができる情報のほか、提案や質問の内容は投稿者自身の人格と密接に関連する率直な内心の秘密に関する主張や見解が具体的に記載され、個人の機微に触れる情報である。よって、当該情報を公にすることにより保護される人の財産等の利益と、これを公にしないことにより保護される個人の権利利益を比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回るとはいえないため、本号ただし書イには該当しない。また、これらの情報は、本号ただし書ア及びウのいずれにも該当しない。

(4) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号本文では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、建築物の所在について、当該所在において建築が予定されている建物の建築主である法人の情報であって、これを開示すると、建築士と指定確認検査機関との癒着による違反建築の可能性があるのではないかとの誤解を持たせ、当該法人の印象を悪くし、社会的信用を失い、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため、本号アに該当すると説明している。

そこで当審査会は、平成25年9月13日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 建築物の所在については、所在地を特定することで建築計画概要書等により建築が予定されている建物の建築主である法人を知ることができる。

既に開示している「市民の声」の文脈の中では、建築物の所在を開示すると、当該所在において、あたかも協定運営委員会、建築士及び指定確認検査機関との関係によって違反建築が計画されているような印象を持たせることとなる。

(イ) このような「市民の声」が存在すること自体、建築主の社会的評価、信用等が損なわれるおそれがあるものである。建築物の所在を公にすることにより、建築が予定されている建物の建築主である法人の社会的信用を損なう蓋然性が高いといえることができ、当該法人の事業活動上、不利な影響を受けるであろうことが予想され、当該法人の正当な権利利益を害するおそれがあるといえる。

(ウ) ある建築計画において予期せぬ不利益や支障は、建築場所、建築物の規模・用途などの建築条件、社会的なニーズ、建築時期のほか、様々な要因が積み重なって発生するものである。

本件請求における建築物の所在の地域は、まちづくりや建築に住民の関心の高い地域であり、他の地域と比べると予期せぬ不利益や支障が生じる蓋然性が高いといえる。よって、今後予期せぬ不利益や支障が起こり得る可能性が少しでもあるのであれば、公にすることは避けるべきであり、慎重に対応すべきであることから、建築物の所在は非開示とすることが妥当であると判断した。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 当審査会が本件申立文書を見分したところ、実施機関は本件処分において、担当課回答案文の「現時点まで指定確認検査機関から建築確認を引き受けた旨の報告は無く、建築工事も行われていないので、違反建築物の事実は確認できません」との記載を既に開示していることが認められる。これは、建築物の所在において違反建築が行われていないことを明確に示しているものであり、当該記載からは実施機関が主張するような、協定運営委員会、建築士及び指定確認検査機関との関係によって違反建築が計画されているような印象を持つことはない。

また、建築物の所在を公にすることにより建築が予定されている建物の建築主である法人に今後どのような不利益や支障が生じるのかについて、実施機関からの説明は具体的なものとは言えない。

(イ) したがって、建築物の所在を公にしたとしても、建築が予定されている建物

の建築主である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、当該情報は本号アには該当せず、開示すべきである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち、個人の氏名及び投稿原文を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当であるが、建築物の所在を条例第7条第2項第3号アに該当するとして非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年3月1日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成25年3月18日 (第154回第三部会) 平成25年3月22日 (第231回第二部会) 平成25年3月28日 (第225回第一部会)	・諮問の報告
平成25年4月8日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年6月14日 (第236回第二部会)	・審議
平成25年6月28日 (第237回第二部会)	・審議
平成25年7月12日 (第238回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年7月24日	・実施機関から一部開示理由説明書(追加)を受理
平成25年7月26日 (第239回第二部会)	・審議
平成25年8月6日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成25年8月8日 (第240回第二部会)	・審議
平成25年9月13日 (第241回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年10月11日 (第242回第二部会)	・審議
平成25年10月25日 (第243回第二部会)	・審議